

○周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領

令和3年10月1日施行

周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が受けた登記簿上の地目が田又は畑（以下この条において「農地」という。）である土地の農地以外への地目変更登記に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第9条に規定する登記官（以下「登記官」という。）からの照会（以下「登記官からの照会」という。）、民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による登記簿上の地目が田、畑又は牧場である土地の売却に伴う同法第3条に規定する執行裁判所（以下「執行裁判所」という。）からの照会（以下「執行裁判所からの照会」という。）、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項の規定による弁護士会からの照会（以下「弁護士会からの照会」という。）その他法律に基づく土地の現況に係る照会（以下これらを「照会」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(登記官からの照会)

第2条 委員会は、登記官からの照会に係る事務の処理について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて（昭和56年8月28日付け56構改B第1345号構造改善局長通達。以下「登記官からの照会の取扱い」という。）によるもののほかこの要領によるものとする。

(執行裁判所からの照会)

第3条 委員会は、執行裁判所からの照会に係る事務の処理について、民事執行法による農地等の売却の処理方法について（昭和58年7月5日付け58構改B第677号農林水産省構造改善局長通知）により、登記官からの照会の取扱いに準拠して取扱うほかこの要領によるものとする。

2 執行裁判所からの照会に対する回答書の様式については、民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対する回答書の様式について（昭和63年5月18日付け事務連絡構造改善局農政部農政課農地調整班担当課長補佐から農政局農政部農政課長あて）によるものとする。

(弁護士会からの照会)

第4条 委員会は、弁護士会からの照会に係る事務の処理について、登記官からの照

会の取扱いに準拠して取り扱うほかこの要領によるものとする。

(その他の照会)

第5条 委員会は、前3条に掲げた照会を除くその他の照会は、公共団体からの照会又は法令に基づく照会に限り取り扱うものとする。

2 前項の照会に係る事務の処理は、登記官からの照会の取扱いに準拠して取り扱うほかこの要領によるものとする。

(転用許可等の確認、現地調査等)

第6条 委員会は、照会を受けたときは、照会に係る土地（以下「照会地」という。）の転用許可（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項又は法第5条第1項に規定する許可、法第4条第1項第7号又は法第5条第1項第6号の規定による届出及び法第4条第8項又は法第5条第4項に規定する協議をいう。以下同じ。）又は転用許可を受けていない案件については転用許可を要しない事案であるかの確認及び現況が農地（法第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）であるか否かを確認するため、現地に赴いて行う調査（以下「現地調査」という。）を「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第4(2)の規定に準じて実施するものとし、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第9条、第10条及び第12条の規定の例により、照会地の事前調査、非農地判断担当委員（委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の中から委員会の会長（以下「会長」という。）が指名した者3人以上をいう。以下同じ。）の指名、現地調査を行うか省略するか判断、現地調査を行うと決定したときの現地調査並びに照会地が農地に該当するか否かの判断（以下「非農地判断」という。）を行うものとする。この場合において、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第9条中「非農地証明に係る調査実施調書」とあるのは、「登記官等からの照会に係る調査実施調書」と、同条第8号の規定は、「周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）第10条第1項に規定する現地調査（以下「非農地証明現地調査」という。）の実施の有無」と、同要領第10条第1項中「登記官等照会現地調査」とあるのは、「非農地証明現地調査」と読み替えるものとする。

(違反転用への対応)

第7条 委員会は、事前調査、現地調査及び非農地判断の結果、転用許可を要する事案で、かつ、転用許可を受けないで農地の転用行為が行われているものがあつた場合は、法第51条第1項に規定する原状回復等の措置の命令（以下「原状回復命令」という。）を発するか否かを、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第2号）第7条及び第8条第1項の規定により委員会の総会（以下「総会」という。）で決定するものとする。

2 原状回復命令を発するか否かの判断及び決定後のそれぞれの対応は、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 原状回復命令を発する場合 判断の基準は、次号に該当しないときとし、対応は、照会地の所有者等（所有者又はその一般承継人をいう。以下同じ。）に対して転用行為の中止、原状回復等の指導又は勧告（以下「指導等」という。）を行い、指導等に従わない場合は、法第51条の規定に基づく処分を行うものとする。

(2) 原状回復命令を発しない場合 判断の基準は、照会地の実際の使用が、個人又は公衆の生活に必要と認められるときその他委員会が特に認めたときとし、対応は、照会地の所有者等に対して法の規定に基づく農地の転用許可の申請を提案し、又は指導するものとする。

（照会に対する回答）

第8条 委員会は、照会を受け付けた日から2週間以内に、所定の様式により照会をした者（以下「照会者」という。）に回答するものとする。ただし、原状回復命令を発するか否かの決定をする場合は、総会の議決後直ちに回答するものとする。

（原状回復命令に係る通知）

第9条 委員会は、前条の規定による回答で、原状回復命令を発する見込みである旨の回答をした事案について次の各号に掲げる事項を、速やかに所定の様式により照会者に通知するものとする。この場合において、当該通知は前条の回答の日から2週間以内に行うものとする。

(1) 委員会が、原状回復命令を発すること。

(2) 委員会が、原状回復命令を発する見込みがなくなったとき。

（事案の適格な処理）

第10条 委員会は、第8条の規定による回答又は前条の規定による通知の期限が差し迫っている事案については、適宜の方法によりあらかじめ照会者と連絡調整し、

事案の適確な処理が図られるよう努めるものとする。

(非農地通知書の交付等)

第 11 条 委員会は、非農地判断の上で現況が農地に該当しないと確認した土地（以下「非農地とした土地」という。）については、当該土地の所有者等に対して非農地通知書（別記様式第 1 号）を交付する。ただし、所在が分からない土地所有者等に対してはこの限りでない。

2 委員会は、非農地とした土地については、非農地通知一覧表（別記様式第 2 号）を作成し、次に掲げる団体又は機関（以下「団体等」という。）に対してその旨を通知するものとする。

(1) 山口県

(2) 周南市（農業振興及び固定資産税賦課を担当する部署）

(3) 山口地方法務局周南支局

(4) 土地改良区（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項に規定する土地改良区をいう。以下同じ。）（照会地が土地改良区の地区内にある場合に限る。）

(5) その他通知が必要な団体等

(農地台帳の整理等)

第 12 条 委員会は、非農地とした土地については、農地台帳から除外をするものとする。

2 前項の農地台帳から除外とは、農地台帳からデータそのものを削除するのではなく、当該土地がいつ非農地になったかの事案を記録しておく履歴を残し、農地台帳上の現況地目について実態を踏まえた山林、原野等に変更することとする。

(事務局長の専決)

第 13 条 照会の庶務に関することは、周南市農業委員会会長専決規程（令和 2 年周南市農業委員会規程第 2 号）第 5 条第 1 項及び周南市農業委員会事務局長等専決要綱（令和 2 年周南市農業委員会要綱第 1 号）第 2 条の規定により、委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）が専決する。

(総会での報告)

第 14 条 会長は、非農地判断担当委員の非農地判断の結果及び第 8 条の規定による照会者への回答又は第 9 条の規定による原状回復命令に係る通知を、総会において報告する。

(その他)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。

別記様式第1号及び別記様式第2号の様式は、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）様式第3号及び様式第4号の相当する様式に、必要な修正を加え準用する。